

# お知らせ

令和8年3月から適用する労務単価の運用に係る特例措置を実施します

令和8年3月1日の埼玉県土木工事設計単価等の改定に伴い、受注者は市に改定後の労務単価※（以下、新労務単価）を適用した請負代金額等の変更の協議を請求することができます。

※「公共工事設計労務単価」及び「設計業務委託等技術者単価」

以下の全てに該当する契約は、特例措置の協議対象となります。

- ・建設工事または建設コンサルタント等の業務委託
- ・令和8年3月1日改定前の労務単価で設計されている
- ・令和8年3月1日以降に契約を締結している、または履行を開始している。

## 【根拠条文】

工事請負契約約款第61条、設計業務等委託契約約款第58条

**変更後の請負代金額等 = 新予定価格 × 当初契約の落札率**

新予定価格：新労務単価及び当初契約時点の物価等により積算した予定価格に相当する価格

当初契約時点の物価等：令和8年3月1日以降の当初契約日時点の資機材価格など

## 手続の流れ

労務単価改定（3月1日）

工事費等の積算  
（旧労務単価）

契約締結または  
履行を開始

受注者の請求

受発注者間協議  
による合意

新労務単価での  
変更契約締結

## ■お問合せ先■

契約制度について：総務部 契約検査課 契約担当

TEL 048-775-5116

変更協議について：各発注課